

公開買付条件等の変更の公告

各 位

2025 年 9 月 29 日

東京都新宿区西新宿六丁目 25 番 13 号フロイントビル

株式会社友

代表取締役 伏島巖

株式会社友（以下「公開買付者」といいます。）は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）によるフロイント産業株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、2025 年 7 月 15 日付の公開買付開始公告（2025 年 8 月 6 日付及び 2025 年 8 月 27 日付の公開買付条件等の変更の公告により訂正された事項を含みます。）に係る買付条件等の変更を下記のとおり行いますので、お知らせいたします。

これに伴い、公開買付者が 2025 年 7 月 15 日付で関東財務局長に提出した公開買付届出書の記載事項（2025 年 8 月 6 日付及び 2025 年 8 月 27 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、公開買付者は、法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を 2025 年 9 月 29 日付で関東財務局長に提出いたします。

記

1. 公開買付けの名称及び所在地

名称 株式会社友

所在地 東京都新宿区西新宿六丁目 25 番 13 号フロイントビル

2. 公開買付けの内容

(1) 対象者の名称

フロイント産業株式会社

(2) 買付け等を行う株券の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間（変更後）

2025 年 7 月 15 日（火曜日）から 2025 年 10 月 14 日（火曜日）まで（61 営業日）

3. 買付け条件等の変更の内容

変更箇所には下線を付しております。

1. 公開買付けの目的

(変更前)

公開買付者は、本公告日現在において、フロイント産業株式会社（以下「対象者」といいます。）の代表取締役である伏島巖氏が、その発行済株式の全てを所有する株式会社であり、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している対象者を非公開化し、最終的に公開買付者及び本不応募合意株主（以下に定義します。以下同じです。）のみが対象者の株主となる状態を実現することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）を実施し、対象者が発行する普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の取得及び保有を主たる目的として、2025年6月4日に設立され、伏島巖氏が代表取締役を務める会社です。なお、公開買付者の設立時の株主は、仲鉢也寸志氏であったところ、2025年7月11日付で公開買付者の発行済株式の全てを伏島巖氏に譲渡し、本公告日現在、仲鉢也寸志氏は公開買付者の株式を保有しておりません。また、公開買付者の設立時の代表取締役は仲鉢也寸志氏であったところ、2025年7月11日付で同氏が代表取締役の地位を辞任し、伏島巖氏が公開買付者の代表取締役に就任しております。なお、本公告日現在、公開買付者は、対象者株式を所有しておりませんが、伏島巖氏は対象者株式 315,928 株（注1）（所有割合：1.87%（注2））を所有しております。

<中略>

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年7月14日付で、カナメ・キャピタル・エルピーがインベストメント・マネージャーを務める Japan Absolute Value Fund L.P.（所有株式数（直接又は間接的に所有する株式を含む。）：1,924,400 株、所有割合：11.37%）（以下「J A V F」といいます。）との間で、応募契約（以下「本応募契約（J A V F）」といいます。）を締結し、J A V Fが所有する対象者株式（以下「本応募合意株式」といいます。）について本公開買付けに応募する旨を合意しました。その後、公開買付者は、2025年7月29日に、カナメ・キャピタル・エルピーから、牧寛之氏からカナメ・キャピタル・エルピーに対して本応募合意株式を取得することについての提案がなされた旨の連絡を受け、2025年8月1日に、カナメ・キャピタル・エルピーから公開買付者に対し、牧寛之氏に対し本応募合意株式を売却するため、本応募契約（J A V F）の規定に従い、同契約を解除する旨の意向が示されました。その後、公開買付者は、2025年8月4日に、牧寛之氏が提出した変更報告書において、J A V Fが牧寛之氏に対し本応募合意株式を売却した事実を確認しております。なお、本公告日現在における牧寛之氏の所有株式数は5,164,100株（所有割合：30.50%）となります。

公開買付者は、本公告日現在において本公開買付価格の引き上げを予定しておらず、それを前提に、牧寛之氏との間で、同氏の保有する対象者株式を対象とする応募契約を締結する方向で協議を継続しています。

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年7月14日付で、対象者の第2位株主である伏島播光社（所有株式数：1,648,000株、所有割合：9.73%）、対象者の第4位株主であり対象者の創業者であり現相談役及び伏島巖氏の父である伏島靖豊氏（所有株式数：1,217,900株、所有割合：7.19%）、対象者の代表取締役である伏島巖氏（所有株式数：315,928株、所有割合：1.87%）及び対象者の第7位株主であり対象者の業務提携先である株式会社大川原製作所（所有株式数：673,600株、所有割合：3.98%）（以下、伏島播光社、伏島靖豊氏、伏島巖氏及び株式会社大川原製作所を総称して、「本不応募合意株主」又は「伏島氏ら」といいます。）との間で、本不応募合意株主それぞれが所有する対象者株式の全て（合計：3,855,428株、所有割合：22.77%。以下「本不応募合意株式」といいます。）を本公開買付けに応募しない旨、及び本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会（注4）において本スクイーズアウト手続（注5）に関連する各議案に賛成する旨を書面で合意しております。また、本スクイーズアウト手続として行われる対象者株式の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）の効力発生前に公開買付者の判断に応じて、公開買付者は、本不応募合意株主との間で対象者株式についての消費貸借契約を締結して本貸株取引（注6）を行う旨も書面で合意しております。

<後略>

(変更後)

公開買付者は、本公告日現在において、フロイント産業株式会社（以下「対象者」といいます。）の代表取締役である伏島巖氏が、その発行済株式の全てを所有する株式会社であり、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している対象者を非公開化し、最終的に公開買付者及び本不応募合意株主（以下に定義します。以下同じです。）のみが対象者の株主となる状態を実現することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）を実施し、対象者が発行する普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の取得及び保有を主たる目的として、2025年6月4日に設立され、伏島巖氏が代表取締役を務める会社です。なお、公開買付者の設立時の株主は、仲鉢也寸志氏であったところ、2025年7月11日付で公開買付者の発行済株式の全てを伏島巖氏に譲渡し、本公告日現在、仲鉢也寸志氏は公開買付者の株式を保有しておりません。また、公開買付者の設立時の代表取締役は仲鉢也寸志氏であったところ、2025年7月11日付で同氏が代表取締役の地位を辞任し、伏島巖氏が公開買付者の代表取締役に就任しております。なお、本公告日現在、公開買付者は、対象者株式を所有しておりませんが、伏島巖氏は対象者株式 316,028株（注1）（所有割合：1.87%（注2））を所有しております。

<中略>

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年7月14日付で、カナメ・キャピタル・エルピーがインベストメント・マネージャーを務めるJapan Absolute Value Fund L.P.（所有株式数（直接又は間接的に所有する株式を含む。）：1,924,400株、所有割合：11.37%）（以下「J A V F」といいます。）との間で、応募契約（以下「本応募契約（J A V F）」といいます。）を締結し、J A V Fが所有する対象者株式（以下「本応募合意株式」といいます。）について本公開買付けに応募する旨を合意しました。その後、公開買付者は、2025年7月29日に、カナメ・キャピタル・エルピーから、牧寛之氏からカナメ・キャピタル・エルピーに対して本応募合意株式を取得することについての提案がなされた旨の連絡を受け、2025年8月1日に、カナメ・キャピタル・エルピーから公開買付者に対し、牧寛之氏に対し本応募合意株式を売却するため、本応募契約（J A V F）の規定に従い、同契約を解除する旨の意向が示されました。その後、公開買付者は、2025年8月4日に、牧寛之氏が提出した変更報告書において、J A V Fが牧寛之氏に対し本応募合意株式を売却した事実を確認しております。なお、本公告日現在における牧寛之氏の所有株式数は5,164,100株（所有割合：30.50%）となります。

公開買付者は、本公告日現在において本公開買付価格の引き上げを予定しておらず、それを前提に、牧寛之氏との間で、同氏の保有する対象者株式を対象とする応募契約を締結する方向で協議を継続しており、2025年9月29日現在においても引き続き協議中となります。

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年7月14日付で、対象者の第2位株主である伏島搖光社（所有株式数：1,648,000株、所有割合：9.73%）、対象者の第4位株主であり対象者の創業者であり現相談役及び伏島巖氏の父である伏島靖豊氏（所有株式数：1,217,900株、所有割合：7.19%）、対象者の代表取締役である伏島巖氏（所有株式数：316,028株、所有割合：1.87%）及び対象者の第7位株主であり対象者の業務提携先である株式会社大川原製作所（所有株式数：673,600株、所有割合：3.98%）（以下、伏島搖光社、伏島靖豊氏、伏島巖氏及び株式会社大川原製作所を総称して、「本不応募合意株主」又は「伏島氏ら」といいます。）との間で、本不応募合意株主それぞれが所有する対象者株式の全て（合計：3,855,528株、所有割合：22.77%。以下「本不応募合意株式」といいます。）を本公開買付けに応募しない旨、及び本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会（注4）において本スクイーズアウト手続（注5）に関連する各議案に賛成する旨を書面で合意しております。また、本スクイーズアウト手続として行われる対象者株式の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）の効力発生前に公開買付者の判断に応じて、公開買付者は、本不応募合意株主との間で対象者株式についての消費貸借契約を締結して本貸株取引（注6）を行う旨も書面で合意しております。

＜後略＞

2. 公開買付けの内容

(3) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

(変更前)

2025年7月15日（火曜日）から2025年9月30日（火曜日）まで（52営業日）

(変更後)

2025年7月15日（火曜日）から2025年10月14日（火曜日）まで（61営業日）

(5) 買付予定の株券等の数

(変更前)

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	<u>13,074,200</u> (株)	<u>7,408,300</u> (株)	— (株)
合計	<u>13,074,200</u> (株)	<u>7,408,300</u> (株)	— (株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (7,408,300 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (7,408,300 株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数 (13,074,200 株) を記載しております。なお、当該最大数は、本基準株式数 (16,929,628 株) から、本不応募合意株式の数 (3,855,428 株) を控除した株式数です。

(変更後)

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	<u>13,074,100</u> (株)	<u>7,408,200</u> (株)	— (株)
合計	<u>13,074,100</u> (株)	<u>7,408,200</u> (株)	— (株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (7,408,200 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (7,408,200 株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数 (13,074,100 株) を記載しております。なお、当該最大数は、本基準株式数 (16,929,628 株) から、本不応募合意株式の数 (3,855,528 株) を控除した株式数です。

(8) 決済の開始日

(変更前)

2025年10月7日（火曜日）

(変更後)

2025年10月21日（火曜日）

(11) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

(変更前)

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（7,408,300株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（7,408,300株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(変更後)

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（7,408,200株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（7,408,200株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

4. 買付け条件等を変更する旨及びその理由

公開買付者は、誤記の訂正及びそれに伴う買付条件数の下限の引き下げにより、本公開買付けにおける買付け等の期間を2025年10月14日まで延長し、合計61営業日とすることを決定いたしました。

5. その他

本公告を行う日以前に本公開買付けに応募された株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

以上